

# 平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

平成27年9月7日（月）  
午前10時 開 議

## 【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】 ..... |  
日程第1 会議録署名議員の指名

## 【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 3番 柴田勇雄君 ..... |
  - (1) 町の高齢者福祉の充実について
  - (2) 林道案内沢線の通行止め解除の見通しについて
  
- (2) 7番 山岸はる美さん ..... 15
  - (1) 町内産業の活性化について
  
- (3) 1番 山崎邦廣君 ..... 28
  - (1) 町行政の財源を確保するための財政収入のうち、町税収入の取り組みについて

平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

議事日程告示年月日	平成27年8月27日（木）					
再開年月日	平成27年9月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年9月7日（月） 開議10時00分 散会14時04分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4 番	鈴木 満	8 番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	深澤口 和則
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	中村 輝実
	教育委員長		建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	檜木 幸夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	丹内 勉	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	山下 弘司	総務企画課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	村中 英治		

( 開議時刻 10時00分 )

### 議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、鈴木満君、8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、3番、柴田勇雄君。

### 3番 ( 柴田勇雄君 )

私からは、次の2項目について、質問をいたします。

最初に、町の高齢者福祉の充実について、お尋ねをいたします。

町では、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活が営めるよう、安心して、心豊かに暮らし続けるための具体的施策として、今年の3月、向こう3カ年の葛巻町高齢者健康福祉計画を作りました。

この計画では、町総合計画、町地域福祉計画、健康葛巻21プラン、第6期介護保険事業計画との整合性を図りながら、総合的に体系付けられた施策の推進の取り組みを図ることとしております。

町の高齢者の現状を見ますと、高齢者人口は平成19年をピークに、緩やかに減少を続けていますが、高齢化率は逆に毎年上昇し続け、平成27年の現時点では、既に40パーセントの超高齢化の町となっております。さらに、このままの状況で推移しますと十数年後には50パーセントを超えることが予測されております。

高齢者福祉は、今後、核家族化による老々介護、一人暮らし高齢者の増加、団塊世代の後期高齢移行諸課題など等と、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化していく中において、超少子高齢型人口減少社会に対応した施策の展開や認知症など、高齢者に対す

る正しい知識と理解の醸成が必要と考えます。

町の高齢者福祉施策の充実向上にあたって、次の点について伺います。

一つ目には、まず最初に、高齢者を取り巻く現状ですが、福祉施策の基礎となる高齢者人口、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の推移と今後の動向をどのように把握しているでしょうか。

次に、二つ目でございますが、地区老人クラブですが、自らの知識や経験を生かし、生きがいと仲間づくりのために社会活動を通じて、自らの手で自らを高めるとともに、家庭や地域社会で役立つことを目的とした、地域を基盤とする高齢者、概ね60歳以上の方々でございますが、の自主組織でございます。

老人クラブ発足当時は、60代の方々が多かった会員も徐々に高年齢化等に伴い、活動が不可能になったり、逝去されるなどの事由から、会員が減少し、新規会員がなかなか加入してこない現実課題があります。

さらに、最近では会員の減少に加え、地区老人クラブの担い手不足から、老人クラブが地区から消滅し始めております。会員減少と地区老人クラブの消滅は、町老連事業運営や、間もなく迎える長寿を祝う会にも支障があると考えられます。

老人クラブは、活力ある高齢社会の構築を目指し、高齢者自らが主体的に健康づくりや介護予防に取り組むとともに、元気な高齢者は地域の支え手としての活躍や活動を担い、長寿社会づくり、地域づくりに参画していくことが極めて重要と考えます。

地区老人クラブ数や加入会員の減少の現状と加入率をどのように捉えているのかお伺いをいたしますし、また、老人クラブに対する体制強化や活動支援の充実策についてお伺いをいたします。

次に、三つ目ですが、高齢者虐待防止の対応について伺います。

高齢者の尊厳を守り、虐待を防止する観点から、高齢者虐待防止法が平成18年4月から既に施行されております。

法では、住民に最も身近な行政主体である町が、第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されております。

国では、この虐待防止の基本的事項として、一つ目に、高齢者虐待の未然防止、二つ目に、高齢者虐待の早期発見、三つ目に、高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応を強化することが掲げられております。この取り組みは、町が中心となり対応することが重要との通達が平成27年2月6日付けで発出されております。

この高齢者虐待防止に関する記述は、3月に策定しております町高齢者福祉計画の項目には残念ながら見当たりません。職務として、地域包括支援センターとの深い関わりがあると思われまますので、次回計画策定の際には再考を求めたいと考えます。

町の高齢者に対する虐待防止施策の現状と、今後の虐待防止対策の対応についてお尋ねをいたします。

次に、四つ目といたしまして、認知症高齢者支援の推進について伺います。

町高齢者健康福祉計画では、高齢化の進展により、介護保険サービス事業者から徘徊や妄想といった認知症症状の相談業務が年々増加しているとの記述があります。

現在、認知症高齢者はどのような実態にあるのか。また、認知症の予防、早期発見、

早期対応や支援策の内容について伺います。

次に、五つ目でございますが、介護保険訪問介護居宅サービスの充実等について伺います。

居宅サービスは、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活ができる支援サービスが必要と考えます。

介護保険制度には、ホームヘルパーが自宅を訪問しての日常生活上の支援、身体介護や生活援助を行う訪問介護、要介護者に対し自宅訪問しての訪問入浴車による訪問入浴介護、看護師が自宅を訪問して療養上の世話や診療上の補助を行う訪問看護、また、理学療法士等が居宅での生活行為を向上させる訪問リハビリテーションがあります。

訪問介護居宅サービスの現状と人材確保、資質向上等を図るためのサービス課題等をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、六つ目ですが、介護保険法の改正により、要支援者と要支援状態となるおそれがある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援とを切れ目なく提供する仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

この総合事業は、町の主体性を重視し、地域支援事業として多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者、第二次予防事業対象者に対し、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を町の判断で、創意工夫により、総合的に提供することができる事業となっております。

この総合事業の実施は、医療、介護、予防、住まい、生活支援を構築し、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みでもあると考えます。

総合事業の実施は、27年4月から既に始まっておりますが、ただ、町による実施は29年4月まで猶予できる規定となっておりますが、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みでもあり、28年度実施の前倒し事業の検討が必要と考えます。

現段階での介護予防・日常生活支援総合事業への移行取組と事業内容について伺います。

次に、林道案内沢線の通行止め解除の見通しについて伺います。

平船地区案内沢から山越えして吉ヶ沢地区に至る延長 9.8 キロに及ぶ林道案内沢線ですが、平船案内沢入口にバリケード柵に、当分の間通行止めの表示が掲げられ、工事の様子もないまま長期間にわたって通行不能の状態が続いております。

この林道案内沢線は、県代行事業として昭和62年度から平成6年度まで8年がかりで、総工費、約850,000,000円を投入して開設整備された林道と聞いております。延長も9.8キロと長いため、開設に協力いただいた地権者、林道受益者も相当数に上るものと推察されます。

申すまでもなく、林道の果たす役割は森林の適正な整備、保全を図ることで、土砂の流出防止や、雨水などを蓄えたり、二酸化炭素を吸収したりと様々な機能を持ち合わせております。これらの森林の機能が十分に発揮されるには、森林を整備することにより、適切な状態を保っていくことが重要と考えます。

林道の開設の効用は、奥地の森林まで車で乗り入れでき、労務作業の時間短縮等、効

率化の大幅向上、作業の機械化導入拡大や、伐採した木材の搬出はもとより、放置されがちな間伐材の利用促進にもつながるなど、森林施業コストの低減化が可能となり、効率的かつ安定的な林業経営の確立の推進に資することや、山村地域の活性化等を図ることができる視点から整備されるものと考えます。

議会常任委員会所管調査で、平成 25 年 5 月 31 日に、この平船案内沢入口の法面崩壊による林道災害の完了視察を行い、通行可能を確認しましたが、その後、通行止め状態となり、通行規制事由も分からないまま、2 年以上経っても未だ通行止め解除になっていない現状にあります。

林道通行規制情報が示されないままの長期間の通行止めは問題があります。林道案内沢線通行止め解除の見通しについてお尋ねをいたします。以上です。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

1 件目の、町の高齢者福祉の充実について、お答えをいたします。

まず、1 点目の、高齢者人口、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の推移と、今後の動向についてであります。

本町の住民基本台帳における平成 26 年 10 月 1 日現在の人口は 6,874 人、うち 65 歳以上の高齢者人口は 2,740 人、高齢化率 39.9 パーセントとなっております。世帯数つきましては、総数 2,853 世帯に対し、高齢者の一人暮らし世帯は 648 世帯、22.7 パーセント、高齢者のみで構成される世帯は 386 世帯、13.5 パーセントであり、合せますと 1,034 世帯、36.2 パーセントが高齢者世帯となっております。

平成 20 年の同時期と比較しますと、総人口が 996 人、12.7 パーセントの減少に対し、高齢者人口は 129 人、4.5 パーセントの減少となっているほか、世帯数の比較では、総数が 52 世帯、1.8 パーセントの減少に対し、高齢者世帯は 219 世帯 26.9 パーセントの増加となっており、少子高齢化、高齢者世帯の増加が進んでいる状態です。

今後の動向であります。盛岡北部行政事務組合による将来推計では、5 年後の平成 32 年には人口 5,940 人に対し、高齢者人口は 2,621 人、高齢化率 44.1 パーセントになるとされており、高齢者人口は減少に転ずるものの、少子高齢化に伴い、人口減少が進むことから、高齢化率は上昇を続ける見込みとなっております。

また、世帯数の状況につきましては、将来推計などの資料がないため、具体的なお話はできませんが、国、県の動向、あるいは町における人口減少、高齢化率などの状況を鑑みれば、当面、高齢者世帯は増加するものと見込んでおります。

次に、2 点目の、地区老人クラブ数、加入会員の減少の現状と体制強化、活動支援の充実についてであります。

現在、町内の老人クラブは、26 クラブ、571 人が活動しており、高齢者人口に対する加入率は 20.7 パーセントであります。平成 20 年と比較すると、5 クラブ、325 人減

少し、加入率では10.3ポイント下回る状況であり、ライフスタイルの多様化や高齢者に対する概念の変化などが、会員数の減少に起因しているものと思われます。

体制強化、活動支援の充実につきましては、これまで会員相互の交流や健康増進、あるいは高齢者の社会参加を促すため、ふれあいサロンやすみっこ、葛巻福祉大学などの各種イベントの開催のほか、地区老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、活動補助金を交付し、財政的な支援を行ってきたところであります。

今後も高齢化が進むことが予想され、高齢者の生きがいがづくり、地域の孤立防止の観点からも、老人クラブの体制強化は重要と考えておりますので、老人クラブ連合会、社会福祉協議会などの関係団体と連携を密にしていきながら、活動支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、高齢者に対する虐待防止施策の現状と、今後の虐待防止対策についてであります。

報道等でご承知のこととは存じますが、先般、特別養護老人ホーム高砂荘におきまして、施設職員による入所者への虐待事件が発生しており、あってはならない事件で誠に遺憾であるとともに、被害を受けられた入所者並びにご家族の皆様方に対しまして、お見舞いを申し上げます。

まず、高齢者に対する虐待防止施策の現状でございますが、国では、平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律を施行し、高齢者に対する身体的、心理的、性的、経済的虐待のほか、介護放棄が含まれており、虐待の行為者として、家族や親族、同居人等の養護者と養介護施設従事者等の二つが定義付けられております。

この法律において、市町村は、高齢者に対する虐待の防止及び早期発見、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うものとされており、具体的には、高齢者や養護者に対する相談や指導、助言のほか、虐待の通報を受けた場合には、速やかに高齢者の安全確保と事実確認を実施し、必要に応じて警察に援助を要請して立入調査を実施することとされております。

さらに、高齢者の生命や健康が損なわれるような事態が予測される場合には、老人福祉法の規定に基づき居室の確保、あるいは介護保険法に規定する介護老人福祉施設等への入所などの措置を講じるほか、経済的虐待時には、町長の申し立てによる成年後見制度の利用開始に関する審判の請求を家庭裁判所に行うこととなります。

また、虐待行為者が養介護施設従事者等の場合、県が策定した事務処理要領に基づき、被害者及び施設関係者に対して事実確認を実施し、虐待の事実を確認できた場合、もしくは疑われる場合においては、高齢者虐待ケース会議等で検討の上、必要に応じて所管の県広域振興局保健福祉環境部に報告することとなっております。

その後の施設関係者に対する改善指導及び処分等については、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、養護老人ホームであれば県及び町が、広域型の介護老人福祉施設等であれば県が、地域密着型介護施設等であれば保険者である盛岡北部行政事務組合が、それぞれ勧告や命令、指定の取消処分等の権限を適切に行使する流れとなっております。

今後の虐待防止対策であります。養介護施設従事者等につきましては、定期的な介

護実技指導、虐待防止マニュアルの作成、職員の健康チェックの充実、気づきノートの記入義務付けなど、改善計画の作成と確実な実行に向けた取り組みを求め、県等関係機関の指導のもとに施設関係者と町が連携しながら再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、養護者につきましては、養護者同士の交流や介護技術、介護保険サービス等について学習する家族介護者リフレッシュ事業への参加を促し、日頃の悩みや体験を語り合うなど、精神的なケアを充実することで虐待防止に努めてまいりたいと考えております。

虐待は、地域や職場での気づきが早期発見につながるものであり、養護者、施設職員はもちろんのこと、民生児童委員や地域安心生活支援員等の関係者を含めた研修会等を定期的で開催するほか、パンフレットの配布などの啓発活動を充実させ、町全体で高齢者にやさしいまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、4点目の、認知症高齢者の実態と認知症対策支援についてであります。

まず、認知症高齢者の実態であります。高齢化の進展に伴い、認知症を有する高齢者とその予備軍が急速に増加することが見込まれ、85歳以上では4人に1人が認知症であるとも言われており、厚生労働省の推計では、平成24年時点では4,620,000人、平成37年には7,000,000人前後に達するとの見通しであります。

平成26年10月1日現在の本町における要介護認定者608人のうち、厚生労働省の指標による軽度の認知症が疑われる高齢者は358人となっており、要介護認定者の約6割で、平成20年と比較し、軽度の認知症が疑われる要介護認定者は、約1割増加しており、今後においても増加が見込まれるものであります。

次に、認知症対策支援であります。認知症は閉じこもりや寝たきりとの関係が深いと考えられており、社会参加を促し、人との関わりを持ち続けることで、認知機能低下等の予防に一定の効果があることから、介護予防マニュアルの生活機能評価による基本チェックリストの判定結果を踏まえ、早期対応に努めてまいります。

また、認知症に関する知識習得のための講座や普及啓発、医療機関との連携による早期受診につなげる取り組みなどを継続するとともに、発症後における支援策として、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用、消費者被害防止のための支援、関係機関、団体との連携による見守り体制の構築などに取り組んでまいります。

次に、5点目の、訪問介護居宅サービス、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハの現状とサービス課題についてであります。

まず、3月時点での訪問介護居宅サービスの現状であります。訪問介護の利用者が55人、訪問入浴介護の利用者が6人、訪問リハビリの利用者は4人となっております。

その後6月以降、訪問リハビリについては、介護事業者の専門職員が不在の状況となり、現在はサービスが休止されている状況にあることから、利用対象者に対しては、訪問サービスから通所サービスへの変更を要請するなどの対応をしているところであります。

今後のサービスの課題としましては、高齢者の増加に伴い、サービス利用希望者が増加する一方で、看護師、介護士、作業療法士などの専門職員の確保が大きな課題になる



ものであります。

町では、本年度から看護職員等養成修学資金貸付制度を創設し、人材確保に向けた取り組みをスタートさせたところでもあり、介護事業者と連携を密にしながら、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の、新介護予防・日常生活支援総合事業への移行取組と事業内容についてであります。

今年4月に施行された介護保険制度の一部改正において、今後も増加が予想される高齢者人口、高齢化率に対応するため、地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築を求めており、新しい介護予防事業として、現在、介護予防給付として実施している要支援1、要支援2の者を対象としている介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスを地域支援事業として市町村へ移行するものであります。

盛岡北部行政事務組合が平成27年度から平成29年度までを計画期間とした第6期介護保険計画を策定するに当たり、構成市町である八幡平市、岩手町、そして、本町において、地域支援事業への移行時期について、平成29年4月から実施することとしております。

また、新たな日常生活支援事業についても同様の時期で実施を目指すものであります。

町では、高齢者人口、高齢者世帯の増加に伴い、高齢者向けの住環境や憩いの場の提供など、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる生活環境の構築が必要と考えておりますことから、本年3月に策定した葛巻町高齢者健康福祉計画に基づき、今後取り組むべき地域支援事業、日常生活支援事業について、具体化に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2件目の、林道案内沢線の通行止め解除の見通しについて、お答えをいたします。

本路線は、吉ヶ沢地区を起点とし、平船地区の終点まで総延長約9.8キロメートルの急峻な山あい、コンクリート擁壁、切り土や盛り土法面で安定を図りながら築造された林道で、県代行事業により平成6年度に完成、開設されたものであります。

本路線の平船地区側は、法面の傾斜の度合いが比較的大きく、もろい土質の箇所も点在しているため、豪雨などの影響を受けやすく、これまでも部分的な小崩落が発生をし、その都度、修繕を繰り返してきた場所ではありますが、平成25年9月に再び切り土法面の崩落が発生したところで、周辺の状況から再崩落の危険性が懸念されたことから、路線の一部を通行止めとし、経過観察をしてきたところであります。

町では、路線復旧に当たり岩手県に対策方法を確認したところ、地すべり災害の場合は地質の抜本的な対策が必要であり、しばらく状況を観察する必要があるとの指導、助言をいただき、現在に至っているものであります。

この間、特に吉ヶ沢側沿線に多く点在する農林、畜産の営農に影響がないよう管理を行ってきたところでありますが、本年6月に経過観察の結果を踏まえ、再度、県の指導を仰いだところ、災害復旧事業の要件に当たらないと判断されたことから、町単独による復旧事業を行うことにしたものであります。

今後、路線をふさいでいる土砂等、堆積物の除去作業を進め、10月上旬の作業終了

を目指しているものであります。車両通行の安全を確保するためには、法面の崩落を抑制する補強対策が必要でありますので、新年度において、抜本的な復旧工事を実施し、通行の安全確保と本路線の機能の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございます。

まず、高齢者人口ですが、どちらかと言えば、高齢化率が上がっていくというような部分については、非常に暗い面を持っているわけですが、ただ、当町の中身を分析してみますと、高齢者の人口が増加するということではなくて、逆に、総人口も減っていきますけども、高齢者人口も減ってくるような感じがしますので、高齢化率だけ叫んでおりますと、なんとなく、しょぼんでしまいますけども、そういうような発想ではなくて、やがて2人に1人は高齢者の町になっていくことは確かなのですけども、逆に、人生経験豊かな方々がたくさん住んでいる町というような捉え方をしているまちづくりが、私は極めて大事ではないかというように思っております。急激に高齢化率を下げようとか、そういうようなことは、もうできないわけですが、そういったような人生経験が豊かな方々がたくさん住むまちづくりを、この高齢者の方々にも一緒になって、ぜひ、そういったような施策をすべきではないかというように私は思っております。まだまだ余力を残している高齢者の方々がたくさんいるわけです。そういったような考えはどのような観点をお持ちになっているのでしょうか。高齢化だけを問題視するのではなくて、そういうような考え方で取り組むという発想の方がよるしいのではないかということに着目したらどうかという提案なのですが、町長、その辺はどのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

今、柴田議員からの質問、そのとおりだというように思っておりまして、高齢化することが、大きく町の元気を低下することのないような、高齢化に合った、そういったまちづくりを進めていかなければならないというように常々思っているところであります。産業の面においても、高齢者を活用できるような、高齢者の皆さんがいきいきと生涯現役を貫けるような、そしてまた、町のいろいろな取り組み、あるいはボランティア等の、そういった活動をしていただけるような、そういう環境をつくってまいりたいというように思っているものであります。産業、特に我が町葛巻は一次産業が基幹産業でありますので、基幹産業を通して生涯現役を貫けるような、そういったことをひ

とつずつ、今後、考え、提案してまいりたいというように思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

大体、視点は相違ないようでございますので、そういったような視点で、今後、高齢者対策をやっていただきたいし、それからまた、高齢者の方々を大事にするというようなことは、本当に、これまで努力してきた、まちづくりの一番の先駆者の方々ばかりでございまして、ぜひ、そういうような視点に立った高齢者の充実を図っていただきたいというように思っております。

次に、老人クラブの関係ですが、先ほど答弁の中にもありましたとおり、地区の老人クラブ数が五つ少なくなって、会員の方が325人少なくなっているというようなことでございまして、このままいきますと、さらに少なくなっていくのではないかと、このように思います。

そこで、原因は、私から見ますと、若い方々が老人クラブに入ってきますと、地区老人クラブの会長や、その会計役員、そういったようなものに就任させられると、そういったような意味で、なり手がなくて、老人クラブがなくなるケースが多いような感じがするわけです。

それで、例えば、行政にも自治会等の地域担当職員がいるわけでもございますけれども、そういったような方々も、もう少し地区老人クラブの方にも目配りをさせていただきながら、ぜひ、地域担当職員の方々からも、こういったような地区の老人クラブの育成についても応援体制を確立していただけないものかどうか、その点が一つと、さらに、私も町職員のOBなわけでもございますけれども、町内には150人を超える高齢者の町職員退職OBの方々がおられるわけですが、そういったようなOB職員の方々が地区老人クラブに加入しているかと言えば、必ずしも、そうにもなっていない。それで、現職のときには、老人クラブの方々の育成強化に尽力されたOBの方々でございまして、その趣旨は十分分かっているかと思っておりますけれども、そういったような方々が入っていただければ、少しは、こういったような面でも、特に事務的なものには精通しておりますので、この地区の老人クラブ等についても、私は、かなり、より良い担い手になっていただけないのではないかと、そういったような意味では、現職の方々から、そういうような意識の醸成をできないのかどうか、そのことが、やがて60歳を超え、65歳になったあたりで地区老人クラブの方々になっていただいて、住民の方々と一緒に交わっていくような工夫が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

**総務企画課長（丹内勉君）**

まず、地域担当職員の関係について、総務企画課の方からお答えいたします。

現在、地域担当職員の方は自治会活動の支援ということで置いておきまして、老人クラブということを前提にはしていない現状でございます。地域の方で老人クラブ、あるいは、その他には婦人会活動とか、いろいろ少人数により弊害が出てきていることは承知してございます。そういった中で、今後どのようにしていかなければならないかということは、根本的な問題として考えていかなければならないと思っております。地域担当職員を充てるかどうかということにつきましては、そういったことも含めまして、もう少し検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

**議長（中崎和久君）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（深澤口和則君）**

それでは、2点目の、役場OBの方々などの加入促進というお尋ねにつきまして、健康福祉課長からお答えさせていただきます。

柴田議員さんお話のとおり、役場のOBの方々かなりの人数の方々がいらっしゃるかと思えます。現状、どれだけの方が、それぞれの地区の老人クラブの方に加入されているか、手元に資料はございませんので、これは後ほど調査させていただくということにさせていただきたいと思うのですが、ボランティアですとか、いろいろな場面でOBの方々に活躍していただいております。それぞれ、かなりの分野にわたって、あっちもこっちものというようなことで、これは、すべての方々がということではないと思うのですが、機会あるごとに役場OBの総会ですとか、そういった機会等もあるようでございますので、そういった場での要請なり、これから、いろいろと、そういった要請と言いましようか、啓発と言いましようか、老人クラブ連合会等からもご意見を頂戴しながら、今後、そういった取り組みも進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（中崎和久君）**

柴田勇雄君。

**3番（柴田勇雄君）**

私も、今、新町老人クラブの一会員として加入させていただいているのですが、現在28人の会員の中で、75歳以上の後期高齢者の方は25人なわけですよ。そうしますと、結局、もう超高齢化になって、徐々に徐々に活動が低下していくので、新会員が入らない限りは、どうしても活力が生まれてこないというような感じになっておりますので、そういったような面で若い方々、この魅力があるとかないとか、いろいろな課題もたくさんあるかと思っておりますので、我々老人クラブも、さらに一生懸命努力しなければいけないと思うのでございますけども、ご自分も加入した上で、さらに、そういったよ

うな高齢者の方々のお世話をしていただくのもボランティアのうちのひとつですし、そういったような、本当に地域包括の中での事業のうちのひとつになるのではないかと考えておりますので、この辺が、きちっとした体制ができれば、私は地域包括支援センターの方の部分にいても十分な対応力が出てくるものではないかと考えておりますので、これは、ここで決着するものではございませんけども、ぜひ、そういうような視点を持っていただいた対応をやっていただきたいというように思っております。長寿を祝う会も年々減ってきております。そういったような意味からも、やはり高齢者の方々にも活力を与えていただくような、そういったような施策も、ぜひ取り入れていただきたいというようなことをございますので、今年の3月に策定いたしました計画書などについても、そういったような視点も、ぜひ今後の計画の中には取り入れてやっていただきたいということをございます。

次に、虐待防止でございますが、この虐待防止についても非常に難しい問題が、その内容にたくさん含まれていると思われまます。もちろん虐待は許されない行為なわけでございますが、その虐待の中でも、徘徊とか、暴言、暴力、あと、物取られ症状とか、妄想とか、もの忘れとか、そういったような、いろいろな対象者がいるようございます。こういったような事件等が発生してきますと、どちらかと言えば被害者の方に目を向けがちなような感じがしますけども、逆に、これを守っていただく、介護していただく方々にも、やはり、それ相当の勇気づけみたいなものも私は必要ではないかと、先ほどの答弁の中でも、介護職がなかなか見つからないとか、そういうような要因もあるようではございますけれども、そういったような意味では、その様々な行為を繰り返すとは思いますが、この両方への支援を、虐待防止の対象者、あるいは、する方も、される方も両方の視点からの対策が必要ではないかと思われまますので、そういうような視点から話しているわけではございます。

例えば、今年度の2月6日付けで、国の方から虐待防止の通知が町の方に入っているようございます。先ほど人数等もお聞きしましたが、軽度の方358人。そういったような際に、各施設とか、こういったような養護者の方々にどのような、この国から来た通達が回っているのか、全然やらなかったのか、それから隅から隅まで、こういったようなことを対応したのかどうか、その点はいかがだったでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問につきまして、今、手元に資料の方を準備してございませぬ。大変申し訳ございませぬ。その通達の内容について、早急に調査の上、ご答弁させていただきます。よろしく願ひいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 3番（柴田勇雄君）

それから、例えば、指導する町でございますので、問題行動が多い対象者の方々には、1人ではなくて、複数で対応していただくとか、これは防止対策なのですが、あとは、カメラなどに収めていただいて、より良い処遇に当たっていただくとか、そういうようなケースも他ではやっているというようなことも聞いておりますが、そういったような指導も行う予定があるでしょうか。

## 議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

## 健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまの件につきまして、お答え申し上げます。

今回、事案が発生いたしまして、施設の方から町に報告をいただき、町の方でも、それに向けて対応してまいったわけでございます。施設の方に対しましては改善計画等、現在も策定に向けて作業を進め、できる部分から実施しつつありますけれども、今お話のあったようなことにつきましても、施設職員の部分についてということかと思うわけですが、対応等について、いろいろ改善策を検討し、その未然防止に向けて取り組みを進めているところでございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

## 議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 3番（柴田勇雄君）

いずれ、この間のような事例が発生しないような、当町からは、そのようなことは出ないような、ぜひ強い指導力を発揮していただいて、この養護者についても、施設の介護についても、防止をしていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、認知症の高齢者の関係ですが、老々介護という言葉は前々から聞いた部分ではございますが、近年、この認知症の方が認知症の方を介護するというようなことで、最近では認々介護という用語も出てきているというようなことでございまして、これは介護する方も、される方も認知症症状があるというようなことで、先ほどの高齢者のみ世帯が増えているということは、こういったようなことも徐々に深刻化していくというようなことも考えられますので、こういったような対応についても、どのように資すればいいのか、ぜひ十分な事前対策を考えていただければというように思っておりますので、特に施設の方については、すぐに指導できるかと思われまますが、養護者の方の現状は、どのような形での指導がなされているのか、お聞きいたしたいと思ひます。

## 議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

**健康福祉課長（深澤口和則君）**

家庭内等の部分につきましては、町長が先ほどご答弁申し上げましたようなりフレッシュ事業とか、そういった部分で、いろいろと情報提供するなどの対応をこれまで進めておりますし、また、こういった認知症防止ということから、これまで民生委員ですとか、保健委員、その他各種団体、あるいは小中学生、高校生等まで含めて、認知症サポーター養成講座というような、これは家庭をターゲットということではございませんが、町全体で、そうした見守り体制をつくりましょうというようなことから、事業を展開してまいりました。今年度も、小学校2校を対象に、こういった養成講座も実施しまして、地域全体で、そういった防止対策というような体制を組んでいるものでございます。

それと、もうひとつ、先ほど保留にさせていただいております質問について、27年2月16日付けの厚生労働省の局長通達でございます。これについては、各施設の方には周知はしていないところでございますが、先般、今回の事案発生に伴いまして、県の方から県内の各施設の方にそういった関係の周知がなされておりました、これを受けまして、町の方からも各施設の方につきましては、再発防止に努めるようにというようなことから厚生労働省、あるいは県の、そういった関係の、これまでの対応策等についてもホームページ等を確認しながら十分に注意してくださいという旨の通知を発出したところでございます。よろしくお願ひします。

**議長（中崎和久君）**

柴田勇雄君。

**3番（柴田勇雄君）**

ただいま、虐待の方に答弁がありましたので、例えば、2月にきて、早急にそういったような通達を各施設などにもやっているとしたら、あるいは、そういったような事件に対しても、何ら指導しないまま、このような事件が起きましたよというように言われても仕方ないような感じがしますので、そういったような部分で、やはりきめの細かい、この虐待防止に対する町の意識ももう少し高く持ってもらって、やはり、それなりの対応をしなければ、こういうような事例も発生してくるというようなことも自覚していただいて、今後でも対応してもらわなければダメだとそのように思っておりますので、そういったようなところを、きちっとした対応をしなければダメですよというようなことを注意喚起しておきたいと思ひます。

それから、居宅介護サービスですが、一部休止しているというようなものでございますけれども、介護保険制度で介護保険料を支払って、全国的に一律にこういうようなものがなされておりますので、休止しているということはサービス低下につながるというようなものでございますから、こういったような部分については、早急に正常なサービスをやっていただけるようなシステムをつくるべきだと、このように思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問について、お答えいたします。

冒頭で町長からもご答弁申し上げたような状況で、残念ながら休止しているサービスもございます。人材等が確保されていないというような状況から、やむを得なく、こういう状況に至っているものでございますけれども、これはサービスを受けている方々、あとは事業者さんとも、よく協議をしながら一日も早く復旧できるような体制について、今後、努力をしてまいりたいというように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

ぜひ、早めに、こういったようなものは回復していただくようお願いをいたしたいと思っております。

最後になりました。林道案内沢線の方でございしますが、県からの指導で、このような形をとってきたというようなことで、町単独事業で対応するという先ほどの答弁でございました。そうしますと、10月というようなお話がありましたけれども、10月くらいからは、あそこは通行が可能になるというような解釈でよろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

現在、堆積しております土砂の取り除きに向けて準備をしているところでございまして、10月上旬には除去する見通しでございします。ただ、町長の答弁でもございましたとおり、抜本的な対策が必要でございしますので、林業の関係者、山林所有者等に限っての通行にしたいと思っております。一般の行楽の方々については、危険も伴いますので、制限をしたいと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

時間がありませんけれども、条件付けの通行可能というような形に考えているというようなことでしょうか。住民の方々については、こういったような周知をされますか。そ



のことを1点聞いて、私の質問を終わらせてもらいます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

広報あるいは自主放送等により、住民の方々には周知したいと思っておりますし、山林の所有者の方々には文書にて通知いたしたいと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時03分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

7番、山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

それでは、私から、通告していた町内産業の活性化について伺います。

まず、1番目ではありますが、労働力人口の確保策について伺います。

出生数の減少、人口流出による人口減少は様々な影響を及ぼしています。日本創成会議が将来消滅する自治体として発表された人口の予測は衝撃的なものでした。町では、定住化対策、子育て支援対策など、対策をとってきており、その成果は上がってきていると思います。さて、ここ10年、毎年30人と少しの出生数で推移しています。その子どもたちが15歳に達すると労働力人口と見なされます。

現在、町内には多種多様な職種があります。町の重要な産業であり、雇用の場となっています。また、そこには安定した人材があるからこそ経営が成り立っていくと思います。いかにして、生まれた子どもたちを町内に定住させられるか。また、町外から定住者を呼び込み、人口流出させないかが重要と考えますが、町の対応を伺います。

次ではありますが、町発注工事の精算払いの迅速化について伺います。

町の公共施設の建設は立て続けに発注されており、建設業界の活性化に貢献しております。一方、東日本大震災の被災地では、資材の高騰、人材不足、用地問題、様々なことで、発注する側と受け手となる建設業者で入札不調は21パーセント程度であります。そのような中で推移しております。そのような中でも、県営建設工事は2週間ほどで精算払いになるようであります。町発注工事でも精算払いを迅速化の考えについて伺います。

次に、3点目ではありますが、減少し続ける農家への支援と指導の関係機関との連携に

ついて伺います。

町では、新しくまき型酪農構想を進めています。さて、畜産農家は、26年156戸が、本年8月は139戸まで減少しています。その中でも、搾乳牛から和牛へ転換した農家もあります。平成25年8月に酪農家の現況及び将来の意向についてアンケートを実施したわけですが、大変貴重な中身ではありますが、担当課とJAなどと協議とか、出てきた問題点について共通認識されたのか伺います。

次に、4点目ではありますが、新たな転作品目の導入の考えについて伺います。

酪農経営は、労働力の負担と家畜を飼養するため、頭数に見合った労働力も求められます。町には、花卉、野菜、園芸農家もありますが、例えば、畜産業を辞めたが、農業に携わり農業所得に結びつく新たな転作品目の導入の考えを持っておられるのか、以上4点についてお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の町内産業の活性化について、お答えをいたします。

まず、1点目の、労働力人口の確保策についてであります。

本町における平成22年国勢調査の産業別就業人口は3,481人で、15歳以上の就業率は52.3パーセントとなっております。

これは、20年前の平成2年調査時と比較し、就業人口で約2,000人、就業率では13.1ポイントの減少となっており、高齢化率の上昇に伴い、15歳以上の就業人口、就業率が、今後も減少することが予想されます。

また、この20年間で、サービス業などの三次産業の就業者数は、約1割の減少に止まっている一方で、農林業の一次産業、工業・生産業の二次産業の就業者数はそれぞれ半減しております。

一次、二次産業離れが深刻化する一方で、人口減少対策として雇用の場の創出が町の重要課題のひとつであります。

このような状況の中、町では、平成22年度に若者・高齢者雇用奨励金を創設をし、平成26年度末までの5年間で47事業所、176人を対象に約53,000,000円の奨励金を交付しております。

今年度は、対象者を各年代に拡充し、さらなる雇用の創出や企業の労働力確保に努めております。

また、雇用奨励金のほかにも、農林商工業の各分野において、各種助成制度、利用促進・消費喚起策、賑わい創出、担い手育成支援など、包括的な取り組みにより、産業全体の活性化と連携による地域経済の底上げに努めてまいったところでもあります。

今後の労働力人口の確保策ではありますが、人口減少、高齢化が進む中、若者の就業ニーズの多様化、偏在化が顕著であり、労働力人口の確保が難しい状況にあります。

特に、一次、二次産業は、より厳しさを増しており、こうした中、町では、基幹産業である酪農、林業の振興を柱に、まちづくりを進めてきており、現在、策定作業を進めている町総合計画、地方版総合戦略においても、地域産業の新たな発展と展開を課題として位置づけており、新葛巻型酪農構想の推進、地域資源の高付加価値化、新たな地域産業の創出に向けた起業支援、資源循環型の林業振興、包括的なくずまきブランドの確立などに取り組み、雇用の場、労働力人口の確保はもちろんのこと、次代を担う人材の育成にも努めてまいりたいと考えております。

特に、熱意を持った若い世代が町に定住し、各産業分野に定着、活躍できるよう、関係機関と連携をし、全面的な育成、支援の体制を整え、地域資源を活用した6次産業化や、新たな地域産業の創出による雇用、就労を増やしたいと考えておるところであります。

次に、2点目の、町発注工事の精算払いの迅速化についてであります。

町が締結する工事請負契約では、請負業者から工事完成の通知を受けた日から14日以内に完成検査を実施し、完成検査に合格した後、請負業者から請求を受け、請求を受けた日から40日以内に支払いを終えることにしております。

これらの契約に関する日数設定は、政府契約の支払遅延防止等を目的に制定されている政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に準じた運用であり、支出処理に係る内部手続きの期間、町の資金繰り、金融機関への手続きなどに要する期間などを考慮して設定しているものであり、妥当なものであると考えております。

仮に、町の責に帰すべき事由により、請負代金の支払いに遅延が生じた場合、請負業者は、遅延日数に応じて年2.9パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを発注者である町に対して請求することができる規定も設けているものであります。

また、町では、実際の運用上、早期支払いに努めているところであり、請負業者からの請求後、速やかに会計処理を行っているほか、請負業者から相談があった場合には、契約書に定める規定の範囲内において、個別事情にも対応しているところであります。

さらに、町が締結する工事請負契約にあっては、請負代金額の10分の5の範囲以内で前金払いの請求ができるほか、工事完成前であっても請負代金相当額の10分の9の範囲以内で、出来高部分に相応する額を請求することができる部分払いの規定も設けており、請負業者の資金繰りに配慮してきているものであります。

これまでも速やかな手続きと、請負業者の資金需要に配慮した会計処理を手掛けてまいったものであります。

次に、3点目の、減少し続ける農家への支援と指導の関係機関との連携についてであります。

国内では、農業者の高齢化などで販売農家数は年々減少傾向にあり、平成22年の農林業センサスによる農家数は1,631,000戸で、平成12年との比較で約3割減少しております。

葛巻町の農家数においては、平成22年に560戸で、平成12年との比較で4割を超える減少となっており、その減少率は全国を大幅に上回っております。

このような状況の中、町では、後継者が希望を持って農業に取り組める環境、あるい

は後継者、担い手の確保のため、様々な支援、対策に取り組んできたところでありますが、人口減少とともに農家戸数、生産量ともに減少傾向に歯止めがかかっていない現状にあります。

特にも、町の基幹産業である酪農は、120年以上の歴史を重ね、特色ある取り組みにより、東北一の規模を誇っており、今後、さらに持続、発展させていくことが重要との思いから、平成25年度に新葛巻型酪農構想策定のためのプロジェクトチームを立ち上げ、将来を見据えた農業、酪農振興の指針となる構想を昨年度取りまとめたところであります。

今後、当該構想の着実な実現に向け、規模拡大を望む農家に対して各種施策を積極的に展開していく考えであります。

また、耕種農家に対しましては、葛巻町農業再生協議会による生産管理用資材等の支援を引き続き行うとともに、肉用牛農家、特用林産物生産農家等に対しては、国、県の補助事業等を活用しながら、効率的な経営と担い手の確保に向けた支援の充実を図り、農家が年齢を重ねても末永く続けられる持続可能な農業の推進を図ってまいりたいと考えております。

指導の関係機関との連携につきましては、栽培及び経営指導を県の機関である八幡平農業改良普及センターが中心に行っているところでありますし、農協が主催する定期的な栽培講習会など、農業改良普及員が講師として町内を巡回しながら、指導を行う体制を確立をしております。

また、普及センターでは、関係機関との連携強化を行うことを今年度の活動目標に掲げており、町としましても、普及センターと連携を図りながら、農業関係機関、団体で構成される葛巻町産業振興協議会や葛巻町農業再生協議会などの各種会議において情報共有を積極的に行うことで、農業の活性化への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目の、新たな転作物目の導入の考えについてであります。

国では、経営所得安定対策を推進し、水田農業全体の所得向上などにより、農業経営の安定化と、食料自給率、自給力の向上を図るため、戦略作物と言われる飼料用米や飼料作物、麦、大豆などの本作化を進め、水田のフル活用を図る水田利用の直接支払交付金を実施しております。

町では、葛巻町農業再生協議会を通じて、農家に対する経営所得安定対策制度交付金の交付額が、平成26年度は全体で1億円を超えている状況にあり、その約8割が飼料作物の作付けに対するものであります。

さらに、町では、飼料作物を1ヘクタール以上作付けしている農家に対し、地域の取り組みに応じて設定できる産地交付金も活用し、10アール当たり3,000円を上乗せして支援をしているものであります。

このような状況を踏まえ、当町における新たな転作物目の導入については、国の戦略作物などの状況を勘案しながら検討する考えであります。基幹産業である酪農の持続、発展に重要である飼料作物を中心に、今後とも経営所得安定対策を最大限活用し、重点的に推進を図ってまいりたいと考えておるものであります。

また、町の転作における地域振興作物は、長きにわたる栽培の歴史の中で根付いてきた作物である、ほうれんそう、野沢菜、葉たばこ、りんどう、小菊、雑穀などを主体としていることから、引き続き、地域振興作物として推進するとともに、将来的には、バイオマスプラントの排熱を利用した施設園芸の導入など、より収益性の高い地域振興作物の導入の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ただいま、町長から答弁をいただきましたが、私も国調のデータをいただいておりますので、同じ内容かとは思いますが、例えば、私も平成2年と平成22年で比較してみました。平成2年の就業者総数は5,432人で、20年後の22年では3,481人で、おおよそ1,950人の減少になっております。また、産業別で見ますと、農業就業者総数は、平成2年が1,987人で、22年が1,000人で、おおよそ半分の1,000人の減少になっております。林業就業者総数、平成2年が157人で、22年が115人で、おおよそ40人の減少であります。また、建設就業者総数、平成2年が870人で、20年後の22年が419人で、おおよそ450人の減少という状況であります。

このままで推移しますと、町内の産業は人材確保で困窮する状況に陥ります。また、そこには様々な資格者、技術者、職人が必要とされてくると思います。

町では、医療施設等の看護師等の確保を図ることを目的として、看護職員等養成修学資金貸付制度を始めましたが、このような制度を他分野の技術の取得者に対しても支援される考えはないのでしょうか。

また、それぞれ進学、就職、様々な経験、技術力を取得し、町へ戻ってきたときの受け入れ態勢の構築が大変重要であると考えます。この点についての考えを伺います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

まず、私の方から制度の現状の方について、お答えいたします。

医師養成資金、看護師等養成資金のような類いのようなものということでございますが、今、うちの方で産業といいますか、間口といいますか、幅も広い、そういったこともございまして、直接的な制度そのものというよりも、例えば、これは商工会の関係の方ですが、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業というようなのをつくりまして、それぞれの事業主で研修に出すときに、その助成をすとか、あるいは森林組合さんの方では、こちらに来たときに研修制度に助成すとか、そういった研修制度に助成する、そういった形で、今、人材確保の方に努めているというような状況でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

先ほど一度伺ったことですが、例えば、いろいろな産業、職種の中にも、医療関係でもあります。この産業関係を見ましても、技術者というか、そういう人材確保が大変必要になって、人材が、技術者がいなければ、その業務を成せないということが、先ほどの一般質問でもありましたように、そういう技術者の確保が必要になってきます。ですから、そういう技術者は、こういうように人材確保の観点から見ても、そういう技術者を、医療関係の看護職員等養成修学資金貸付制度を、また、いろいろな町の子どもたちが、これから成人になるとき、様々な分野で技術力を、また、資格を取得するには、それ相当の、やはり学校を踏まなければならない。同じような対応ができないものでしょうか。その点について、もう一度お伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

技術者の養成ということですが、これにつきましては、3年ほど前からでございますが、各職場、あるいは企業といいますか、そういう方々の中で、必要な技術を習得していただくというような考え方の中で、その制度を既に設けてございまして、町内の工務店といいますか、そういう方々の中でも、その事業を導入しながら、そういう技術の習得にも努めている部分がございます。いずれ、そういう中で、さらに一層、そういう制度も充実させながら、その技術の習得、人材の育成、こういったようなものに一層努めていかなければならないと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

その制度の利用の状況は、どういうようになっているのでしょうか。

また、それぞれ、やはり得手不得手なところがあり、また、それとは別に町外へ進学とか就職、様々な経験とか技術力を取得し、町へ戻ったときの受け入れ態勢の構築が大変重要であると考えております。この点についても、答弁をお願いいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

技術の習得につきましては、これまでは、それぞれの企業等で、あるいは職場等で必要な技術者の確保という観点の中から、これまで、先ほど申し上げたような制度の中で進めてまいりまして、確か、これまで2人ほどあったと、このように思っておるところであります。

それから、これからの受け入れの対応ということでございますが、まさに今、地方創生の中でも雇用、そしてまた、労働力の確保というのが、地方にとっても最も大事なものでございますし、そういう中で、特に農林水産の成長戦略といいますか、産業化、そういったような中での、特に当町におきましては、酪農、林業をいかに付加価値を高めて、雇用と所得をもたらすような状況をどう構築していくかというものが今回の大きな課題でもあると、そのように思っているところであります。

それからまた、この戦略計画を立てるに当たって、各産業団体等とも協議をしてみました。まさに、そういったような人材の育成という観点での課題ということも提起をしていただいておりますし、今後の総合計画、あるいは地方戦略版の策定に当たっては、そういう熱意のある人材の確保、育成、そしてまた、事業に対してもサポートしていくといいますか、制度的にもしっかりと支えながら、そういう体制も今後考えていかなければならないと、そしてまた、今回の計画には、特に、そういう部分を重点づけていかなければならないと、このように思っているところであります。

## 議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 7番（山岸はる美さん）

ここ十数年30人くらいの子どもたちが出生しているわけですが、その子どもたちにとって、これから、いろいろな、医療関係、介護、産業、いずれにしても技術、資格、そういった方面で子どもたちが、この町に残って町の活力として、人材として、町で受け入れるには、やはり様々な資格を希望する子どもたちには、その時点で、企業者に任せて、その利用者の状況は2人ほどということではあります。これから、やはり資格の時代であります。広く、また、同じような目で、子どもたちが、この葛巻に残っても間違いなく、この葛巻で採用できて、そういうように取った技術を活かせるような仕組みが必要と思われま。

また、今後も定住者を呼び込む政策を打ち出していきたいと思っております。

それとともに大事なことは、家業の後継者、親の面倒をみている人とか、本来、葛巻に住んでいる人たちにとっても、仕事の傍ら趣味を活かせる、若い人たちが集い、町の特産品を利用した6次産業化に挑戦させられる拠点づくりと、若いということは経済的にも余裕がない人たちにも機会を与えられる支援体制が必要と思っております。そのような中で、賑わいを創出できるようなまちづくりが、住み続けたいとか、おもしろいとか、楽しみにつながることが、住民の満足度に結びつくと思っております。

併せて、ただいま岩手県の最低賃金等が紙面等で取り上げられておりますが、全国都

道府県でも下位の方であります。地方創生の中でも、この最低賃金が700円を超えない状況というのは、国の方でも議論されてはいるようではあります。ここ1年でしょうか、技術者、職員になった方々が人材流出された案件もあります。今後は、人材の取り合いが加速すると思われませんが、就労年数に応じた賃金の底上げが一番と思われませんが、この点についても答弁いただければと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

最低賃金等の関わりでございますけども、これまで議員さんおっしゃるとおり、その定住、移住の関係から様々な取り組みをしてきているわけでございます。そういった中で、ひとつの考え方として、基本的に、まさしく町の所得水準の底上げという、先ほどの町長の答弁にありますとおり、そこが課題と認識してございます。そういった中で、その支援策の形として事業主の、あるいは酪農家、農家とか、そういった、いずれ経営者の生産力の向上という部分を充実することによって、それが所得に結びつく、そういった狙い、あるいは思いの中で各種施策を展開してございます。そういった中で、最低賃金などというのも当然、最低賃金は最低賃金法で決まったルールでございますので、これは必ず守らなければならない。ただ、農家に関しては、親族等だけでやっている場合は適用にはならないわけですけども、例えば農業委員会さんの方でやっております家族経営協定とか、あるいは名前が変わったと思いますが、小作料標準表を示して参考にしながら、そういったトータルでの所得向上といいますか、そういった水準を上げることによって魅力とか、そういったものに結びつけられるという考え方でやってございまして、こういった取り組んでいる事業を、さらに充実強化させていくことが大事なかなというように思っております。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

所得も大事であります。最低賃金、別にそれは最低賃金であって、やはり就労年数に応じた賃金の総合的な底上げが、どうして人口流出になってしまうのかと考えたとき、一番そこにいくのではないかと思います。また、先ほど私が、その地方創生の中で言われております定住者を呼び込むための誇りを持てる町と言いますが、本来、葛巻に住んでいる人たちにとっても、賑わいを創出できるとか、若い人たちが集って、また、そういう自分たちの趣味を活かせるとか、そういう賑わいを持たせるような支援体制が必要と思うということではあります。その点についての答弁をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）



総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

すみません。就労年数の関係につきましては、先ほどの答弁と関連しますが、したがいまして、例えば、直接的に町で何年働いたものは、このくらい支払いがいいのではないかと、そういう指導ではなくて、そういった事業主側が、その生産力を上げた中で、では、このくらいの年数の人が、こういうような支払い、企業体系になるかと思うのですが、そういったのを充実整備してまいりたい、そういったことを指導するというような役割かなと行政の方はと思ってございます。

7番（山岸はる美さん）

町の産業の活性化については、労働力人口の確保が一番だと思いますし、所得のこともですが、所得と、やはり魅力ある町、よく町長がおっしゃられますが、実際にこの葛巻に住んでいる人たちの満足度、なかなか皆さん仕事の傍ら、やはり自分たちの趣味を活かせるとか、また、若い人たちが集って町の特産品を利用した6次産業化に挑戦してみたいとか、そういう拠点づくりとか、経済的に余裕がない人たちにも機会を与えられるような支援体制が必要と思われませんが、その点についての答弁をお願いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

基本的には、賃金の部分等々については、先ほどのお話にもございますように、やはり事業主の収益を上げながら、そういう環境をつくっていくというのは、基本的に事業主として努力していただかなければならない部分であろうと、このように思っているところでありますし、また、もう1点で、町の方として、では、どういう対応ということになりますと、例えば、今、若者定住に向けての諸対策を、Uターン、Jターン等々の受け入れの際の町からの支援、あるいは住宅の関係につきましても、そういう若者定住向けの住宅を整備しながら、そういう環境を整えていく。そのことによりまして一定の、例えばですが、盛岡周辺と比較した場合に、町としての、そういう支援対策と併せて、地域の賃金が低いという話でございますが、そういう部分を、まさに行政のそういう支援制度によりまして、補完して、そして、ここでも十分生活していけるといいますか、そういう部分の対応としても、先ほど申し上げましたような若者定住対策等々につきましても、対策も講じておるものでありますし、それから、もうひとつは、保育園の保育料、あるいは医療費の無料化なども、その一環であるわけでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

先ほども質問したとおり、家業の後継者とか、親の面倒をみななければならない、本来、葛巻に住んでいる人たちにとっても満足度、それは、やはり仕事をしつつも、自分たちの趣味が活かせるとか、住んでいる人たちもすごく楽しい、おもしろい町である、そのことが、やはり、よそからの定住者を招くきっかけになると思いますので、その点については、今後も引き続き努力していただきたいと思います。

それでは、2点目に移ります。先ほど、期限内の支払いだから問題がないということではありますが、建設業関係、やはり厳しいものがあります。私たち行政に携わる者は、スピード感を持って物事に対処するものと思います。精算払いが早めになれば、次の仕事の補償金、また、賃金の支払いも円滑されるというメリットがあると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

支払いの関係ですけども、ルールに基づいているから問題がないという認識ではなくて、お答えしました、その日数等については、これは最終の支払期限、私らが、どんなことがあっても、この範囲内には払ってくださいという、そういうルールでございます。それをお話しました。

その中で、当然、早期支払いとか、例えば景気が悪いときには資金繰りとか、そういった部分等は社会情勢として、認識する部分は認識しておりますので、例えば、ここにもございますけども、いわゆるお正月とか、工事完成届けを、頑張ってもらって早く終わって、資金繰りも、支払いも、例えば正月前にするとか、そういったような努力とか、そういったこともしてございます。

それで、ご理解いただきたいのは、これいっぱい使って払うとか、これで間に合っているからいいとか、そういうことではなくて、私たち行政に課せられたルールとして、これが期限だというようなことで、町長が答弁したとおり、早期支払いには、ただ、おっしゃいますように、2週間というルール化をするかという部分につきましては、県とか、隣接町村等も、あるいは国もこれと同じ、国に準じていますので、うちの資金繰りとか、いろいろな要素等もございますので、これを基本にしてやっていきたいと、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

何年か前に大雪被害で多くの家屋の屋根が壊れたときもありました。また、大雪で道路が通行止めになったとき、また、大雨で災害が発生したときも、駆けつけて対応してくれるのも地元業者があればこそです。建設業界も厳しい環境は変わりないと思います。被災地でなくても入札不調は発生しております。その工事を請け負うことで会社の利益につながり、また、従業員の賃金の底上げにつながることも、公共工事の果たす役割であると考えます。広報くずまきでも多くの業者が引き続いて従業員募集をしている実状も鑑みて、精算払いのルール化ではなくて、少しでも早い、迅速化に向けて努力して下さることを望むものであります。やはり、なくてはならない建設業界、私たちの安心・安全は、こういう業界の方々がいてくれればこそ、どんな災害のときも、いち早く復旧できるのも、こういう業者であると思いますし、そういう点から見て、当局の方ではどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

工事の支払い等につきましては、先ほど町長からご答弁申し上げたとおりでございます。そういう中に、請求された中で、うちの方として滞っている状況もございません。そしてまた、支払いの期日というのは1カ月に2回ほど、日程は決まっているわけではありますが、そういう中にも、その請求者から、ぜひ、この日にちに支払ってほしいというようなこと等も中にはあるわけではありますが、それらにも対応しておりますので、今おっしゃるような心配といたしますか、そういうことは、ほとんどないのではないかと、このように思っておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

なかなか大変という声は上げにくいという実状もありますし、そういうように県の方の支払いが2週間ほどで精算払いになれば、すごく助かるからという現場の声もあるものであります。その対応をよろしく願いいたします。

続いて、3点目に移らせていただきます。高齢化や後継者不足のための経営中止はやむを得ませんが、新くずまき型構想の冊子の中にあります、酪農経営で困っていることの事項については、農家に赴いて助言や指導があれば解決できるもの、また、補助事業に該当するものもあったと思います。JAからの電話は購買未収金が多くなったときだけだと言われておりますが、農家あつての第一次産業の町であります。補助事業等の周知する案内のチラシは、ローリーの運転手さんの方が置いていかれますが、まだ、農業を続けられる農家を離農させないためにも関係機関と困っていることの解決のための助言と指導に当たられるのは、年間を通して大体どの程度なのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、普及に関する頻度でございますけども、こちらにつきましては、農業改良普及所の方で行います運営の指導、これが年に2回程度はあったかと記憶しております。ただ、それ以外に、我々担当課といたしまして、各農家さんとの意見交換を行う場、これは春が多いのですけども、そういうときとか、あるいは会議終了後における意見交換等を通じまして、それらの回数を含めますと、それ相応の回数をこなしているかと考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

なかなか、そういう会場というのは、自分のうちの経営状態を皆さんに分かれるというのは苦手な方もいると思います。アンケートだったから、困っていることという、私も冊子の中を見ました。でも、あれは酪農家の戸数も減っておりますし、普及所、JA、担当課で、そういう声があったところに、やはり助言することによって、こういう制度があるし、補助の対象になる、そういう赴く機会が離農させないためのきっかけになるのではないかと思います。その点について、もう一度お願いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご指摘でございますけども、まさにおっしゃられるとおりにかと思っております。ただいま、特に酪農家に関しましては除染関係で私どもの方が直接農家さんの方に出向く機会が多ございますので、そういった際にご意見等をお尋ねしながら、必要な情報等については提供していくような形で対応していきたいと考えております。それ以外にも、農家さんのところを我々回ることがございますので、できる限り、そういったご要望等をお尋ねしながら、適切な情報提供等、これは農協、それから我々と両輪で連携しながら対応していきたいと考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 7番（山岸はる美さん）

ありがとうございました。個人と、そういうたくさんの方々の情報を持っている方々だと、様々な知恵が出てきて、経営を良くするヒントになると思いますので、ぜひ、このまま続けていただきたいと思います。

最後に、4点目になりますが、新たな転作物目の導入の考えについてであります、国の戦略作物の動向を見ながらということもありますが、この葛巻に合ったものということも考えられるのではないのでしょうか。昨年、大手食品メーカーのトマト栽培を始めた農家もあります。また、県北地域は薬草の宝庫でありました。山々に群生している山菜等も、今は、例えば西和賀のワラビは栽培する時代であります。まだまだ、ただ居たくないという人や、先ほどの一般質問であった、元気な高齢者の方々に生きがいづくり、また、町に定住して農業を始めたい人たちを呼び込む魅力にも結びつけられる、そういう転作物のメニューは多ければ多いほど地元の人たちも、また携わることができるのではないのでしょうか。そして、所得にもなる転作物目の導入は緊急性を持って対処されることが望まれますが、担当課でどのような検討をされたのか伺います。

## 議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

## 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ご質問についてお答えいたします。

まず、転作物に関する考え方なのですが、先ほど議員の方からご指摘があったとおり、緊急性が大事ということで、それらを基に国の方では品目の方が定められております。私どもは、それ以外に地域の振興作物としまして、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、主に葉菜類の栽培奨励、それから、花、キキョウでございますね、そういったものとか、葉たばこ、こういった収益性の高いものについての奨励の方を進めておるところでございます。

ただいまご質問いただきました、それ以外の品目ということになってまいりますけれども、近隣の市町村等との状況等を調べますと、まず、トマト、こちらにつきましては民間企業との民々の取り引きの中で実施されているということで、八幡平農業改良普及センターの管内におきまして、全体で5ヘクタール未満の面積でございます。こういった作物につきましては、確かに単価的には非常に安定しているところはございますが、加工用という形で、単価そのものが低く抑えられており、それなりの面積を保有しないと、収益上、有利にはならないというような状況でございます。そういったこともあって、加工用ではなくて生食用、つまり直接食べるものですが、そういったものの方の出荷の方を、やはり農家さんというのは希望されているかというように考えております。一部JAさんと取り引きをしているメーカーさんもあるというように聞いております。けれども、こちら単価の関係上、ある程度の面積を持たないと難しいということで、なかなか、やはり葛巻町の中においては、こういう地勢状況でございますので、難しい部分があるかというように考えております。

それから、薬草関係になってまいります、薬草につきましても、ただつくれば売れるというのではなくて、やはり、その売先の確保と一体的になって実施されるものでございます。そういった意味からも、会社名は控えさせていただきたいのですが、ある薬剤メーカーさんの指導を受けてつくるといった形をとっております。これも民々の取り引きになっておまして、民間の方が栽培指導と、それから買い上げ、こういった形を行っておるといったこととでございます。

それ以外には、先ほど町長からご答弁いただきましたように、収益性の高いもの、これにつきましても、収益性を左右するものにつきましても、生産費というものが作用します。生産費の中で一番大きいものが、やはり光熱費、こういったものになりますので、そこらを削減しながら、非常に収益性の高いものをつくるということになりますと、やはりバイオマスプラントなどで出ます廃熱とか、あるいは、そこでつくられる電力とか、そういったものを有効活用しながら作物を生産する、いわゆる葛巻にしかできないような農業の体系の方を考えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

様々な転作品目があるようであります。必ずしも収益性の、所得を考えれば収益性の高いものですが、ただ単に、私は転作品目の導入だけではなくて、例えば、葛巻に定住したいという方々が来たとき、やはり自分で農業をやってみたいとか、そういう指導体制とか、これから、先ほどの参事の答弁ではありませんが、試験的にも、また、先見の目を持って葛巻ならではのものも、これから開発とか、研究していくことが重要と思いますので、これは当局に対して要望して、終わりにしたいと思います。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時08分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

1番、山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

山崎でございます。私からは、質問を1件させていただきます。

先般、町長から所信表明がございました。葛巻町の将来に向けて力強く取り組む意思

を感じました。今後とも様々な政策推進が求められ、将来に向けての様々な期待もまた増すと思います。

町の課題、地域の課題を解決する手法が政策であるわけですが、その政策を実現する、様々な政策形成には元手が必要となります。町の財政の財源であります。そこで、この町財政の財源を確保するための財政収入のうち、主要な財源のひとつであります町税収入の取り組みにつきまして、2点質問をいたします。

1点目は、町税収納につきまして、その取り組みの現状はどのようになっているのかを、お尋ねをいたします。町が自らの権限で収入し得る一般財源の中心であります町税の収入手続は、まず、収入の原因となります権利内容の調査、そして、税の納入義務者に対して納入すべき旨を通知する納入の通知、それから、納入の通知に基づいて現金を収納する収納という流れで行われるわけですが、質問は、この収納手続の現状についてでございます。

2点目は、町税徴収率をさらに向上することにつきまして、今後の取り組みをどのようにお考えか、お尋ねをいたします。町では、町税の徴収率の向上につきましては今まで取り組んでまいりましたが、今後、町の将来を見据えて町税徴収率の向上の取り組みについてであります。

以上、2点につきまして、お尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に対し、答弁をさせていただきます。

1件目の、町行政の財源を確保するための財政収入のうち、町税収入の取り組みについて、お答えをいたします。

まず、1点目の、町税収納について、その取り組みの現状はどのようになっているかであります。

平成26年度における町税全体の徴収実績は、調定額767,100,000円であります。前年度対比で12,630,000円の減となっております。収入済額670,900,000円、対前年度8,950,000円の減であります。収納率は87.5パーセントで、収納率は前年度を0.3パーセント上回ったところで、重点目標としておりました、前年度を下回らない収納率を達成できたところであります。

収納の内訳であります、町県民税、固定資産税などの普通税につきましては、調定額513,060,000円、対前年度5,580,000円の減、収入済額476,490,000円、対前年度4,880,000円の減であります。収納率は92.9パーセントでありまして、前年と比較をいたし0.1パーセントの増となりました。

国民健康保険税につきましては、調定額254,040,000円、対前年度で見ますと、7,040,000円の減、収入済額194,410,000円、対前年度4,070,000円の減であります。収納率につきましては76.5パーセントで、前年と比較し0.5パーセントの増でありま

す。

収納に係る年間の取り組みの流れとしましては、副町長を本部長とする町税徴収対策本部会議を年度当初に開催をし、年間の徴収計画を協議、決定し、そのスケジュールに沿いながら徴収事務を進めているものであります。主に、隔月ごとの納付催告書の発付、大口滞納者に対する納付相談、呼出、国保保険証更新時期における納付相談、課長等による訪問催告の実施などであります。

また、併せて、財産調査を進めながら、各種債権差押などの滞納処分による町税の収納も実施しているところであります。

普通税の収入未済額は、平成20年度の53,580,000円をピークに減少し、平成26年度末時点では33,860,000円まで縮減しており、6年間で約20,000,000円、36.8パーセント解消したところであります。

また、国民健康保険税につきましては、平成18年度の99,690,000円をピークに減少し、平成26年度末には57,960,000円まで減少し、この間に約40,000,000円、41.9パーセント解消しております。

町税全体で見ますと、平成20年度から約54,000,000円、36.8パーセント分、滞納額が縮減をしております。

私が町長に就任した平成19年度から20年度にかけてが、最も収納率が落ち込んでいた時期であり、以後、課長等を中心に全庁的な取り組みで、職員の税収納の重要性に対する意識を高めながら、町財政の重要課題として収納率の向上に取り組んできたところであり、この間に収納率、収入未済額が年々改善してきたものであります。

このように収納率が向上し、収入未済額を縮減することができた要因としましては、岩手県地方税特別滞納整理機構と連携した取り組みを進めてきたことであり、特にも平成21年度から2年にわたり、同機構へ職員を派遣し、徴収困難事案の整理及び滞納整理に係る実務を体得し、そのノウハウを活用できたことも大きな要因のひとつと思っております。

こうした町の町税収納対策の取り組みも含め、町税はもとより、町政全般に対する町民のご理解、あるいは信頼感というものが、年々深まってきたことの現われではないかとも感じているところであります。

次に、2点目の、町税徴収率をさらに向上することについて、今後の取り組みをどのように考えているかであります。

今後においても、重点目標は、前年度を下回らない収納率の達成を最優先に取り組むものであり、そのための、さらなる納税環境の充実を図ってまいりたいと考えているものであります。

具体的な取り組みとして、町税の口座振替の利便性を向上するため、今年度から、口座振替対象金融機関に町民からの要望が強かった、ゆうちょ銀行を追加したものであります。従業員の町県民税の納付について、事業主が給与から天引きし納付する特別徴収対象事業者を拡大することで、納税しやすい環境の充実に努めてまいります。

さらに、24時間納税が可能なコンビニ収納の導入など、収納率の向上、期限内納付の拡大につながる新たな取り組み、仕組みの導入についても検討してまいりたいと思っ



ております。

滞納繰越分については、現在の滞納繰越額をいかに縮減していくかが全体の収納率向上に向けた大きな課題であります。

早期解消が困難な大口、あるいは長期の案件が多いことから、債権の差し押さえに加え、不動産の差し押さえ、公売などの手続きのほか、財産調査を実施し、担税力の有無を見極めながら、執行停止や不納欠損の可否など、延滞処分強化についても検討してまいります。

言うまでもなく、町税は行政運営に必要な基本となる財源であります。

また、納税者間の公正、公平性を確保する観点からも滞納整理の強化は重要なことであることから、行政サービスの利用制限について再度検討するなど、より一層、収納率を向上させるための取り組みを総合的に実施してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

お答えいただきました町税収納につきましては、限られた組織人員体制の中で、今まで町が取り組みを積極的に推進してきたその成果が、徴収率の向上へとつながっているものと評価をするものでございます。

そこで、町税収納を租税の原則から見ますと、税を負担する能力に応じて、公平に税を負担するということと、さらには現役世代と将来世代の世代間の公平を図ることが重要であると思えます。

これは、地方債で言うところの将来の町民の皆さんにも税を負担してもらう方が公平となる世代間の負担の公平ではなく、現役世代が、その負担が、正当な理由もなく十分でないために、将来世代に残してしまう不公平の防止、その不公平を防ぐということであると思えます。

そのためにも町の行政目的を推進するに必要な財源となる町税の徴収は、先ほど、率で前年度を下回らないというお話もありましたわけですが、取り組みとしては、100パーセントを目標に取り組みを推進していると認識をしておりますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま山崎議員からもお話ございましたとおり、税の公正、負担の公平性というようなことは大変大事なことでございまして、今の負担している世代、将来の世代

の負担、そういったものの間にも公平公正というものが大事だと思いますし、また、今納めていただいている納税者の間でも公平公正な負担、納める人と納めない人、納めながらも、なかなか期限を守れないような形での納付、遅れながらとか、いろいろ形はあるわけですが、そういった、今納めている人の間の公平ということも大事なことでございまして、そういった部分の公平感、町民が抱く不公平感、満足感を持って納税もしていただくし、いろいろな行政サービスも受けていただくという観点からも、そうした納税を100パーセントに近づける、そういったことは大変重要なことだと思っております。

また、現在、町長からの答弁は全体の納税、収納率ということでございましたが、町税、普通税の現年分、特に課税して、毎年納めていただいているというような部分につきましては、98.7という収納率になってございます。納めていただけてない方の部分が1.3パーセントということになりますので、100人いれば、1人か2人の方が納税していただけていないというような水準でございます。そのほか滞納分につきましては、かなり長期にわたって、縮減はしてございますが、そちらの方の割合がかなり高いものですから、全体としての収納率は少し低めに出ておりますが、現年分については、今年4年ぶりに県の平均を若干ですが上回るような収納率にもなっております。98.7、国保についても96.2ということで、県平均よりは2パーセント以上高いような、現年分については、収納率になってございまして、この辺につきましては、本当に町民の皆様のご理解もいただきながら、その年課税したのものについては、しっかりと納めていただいている、あともう少しで100に近づくというようなところまでできているのかなと思っておりますので、こういった部分をさらに継続しながら、また滞納分についても縮減をしていきたいということで取り組んでいるところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

そこで、この町税の徴収率向上の対策についてでございます。固定資産税の場合につきましては、毎年の所得を基準に課税されるわけではなくて、これは資産ベースでございすけれども、前年の所得を対象として税額が計算をされる個人住民税の場合につきましては、給与や年金などの支払われる際の天引き、そして源泉徴収を除きまして、この徴収率向上対策の主対象、これは普通徴収となると思います。

この納税者が自ら税の納付手続を行うという、この普通徴収におきましては、納税者が税を支払いやすい環境づくりが大切でございまして、これを、さらに充実すべきものと思っております。

町税の収納手段の多様化と利便性の向上でございまして、町では、先ほどお話ありましたが、口座振替制度は既に実施をされております。そして、平日の夜間の役場窓口対応も週1回実施をされております。

現在の取り組みに加えまして、答弁にございましたように、土曜日、日曜日の対応は、納入の期限までに平日はどうしても時間が取れないというような人にとっては、この土

日の対応は非常に便利なものとなると思います。

先ほど、コンビニエンスストアでの町税の収納委託、これは、始めるとすれば、初期投資に相応の費用が必要と見込まれると思いますけども、実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

さらには、地方税の第三者納付制度の利用によるクレジットカード収納や、さらに、これは課題もあるわけではありますが、将来、モバイルバンキングサービスでの電子収納、電子納付の検討の必要性も出てくる可能性も考えられます。

町税の普通徴収におきましては、納税者が自らの税の納付手続に不便を感じさせないということが、この徴収率向上の上で重要であると私も思います。このことにつきまして、様々な収納手段の多様化というところでは、どのようにお考えかお伺いします。

#### 議長（中崎和久君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（村中英治君）

納税環境の整備、充実の関係でございます。町では、もう10年以上前になりますが、納税組合ではなく、直接納付をしていただくという時代の流れの中で、口座振替の推進ということで取り組んできたところでございます。

その中で、税目によって違いますが、軽自動車税、固定資産税等で57パーセントくらい、保険税で45パーセントくらい、平均で50パーセント、半分くらいの方々が口座振替によって納付をいただいているところでございます。

そういった中で、特に町民税等については、若い方々の納税者も多いということで、滞納、遅れているような方々の話を伺いますと、朝早く出かけて、夜遅く帰ってくるので納めに行く暇がないというような話もお伺いするところでございます。そういった中で、お話にもございました土日の納付というものひとつの考えでございますし、夜間、延長窓口も一日ほどはやってございますが、そのほかにもコンビニ、コンビニ納付であれば1年365日24時間納付ができますし、そういった方々もよく利用しているところでございますので、買物のついでといたしますか、そういうようなことで、税金を納めるという意識を持たなくても簡単に納められるという環境にもございますので、そういったものについて検討してまいりたいというように考えているところでございます。

近年、コンビニ納付の関係が大分整備されてきておりまして、コンビニそのものと契約するのではなくて、その間に立つネットワークの会社がありますが、そちらと契約することによって、全国すべてのコンビニから納付いただけるという仕組みになっております。多少、最初にかかる部分もございますが、そういったものの利便性の向上という部分は、費用対効果でもかなり大きいものがあるというように考えてございます。

県内でも、昨年で15市町村が実施しております。大体、今20団体近くになっているかというように思っておりますので、早急な取り組みをというように考えているところでございます。

それから、インターネットを活用した、あるいは銀行の金融機関で、全国どこでも納

められるというような、ペイジーというようなシステムもございます。そういったもの、あるいはクレジット納付というものも準備されておりますが、まだ、こちらの方は、いずれも県内では、まだ実施されていないという段階でもありますし、手続きもかなりかかるように聞いてございますので、当面は、そういったコンビニ納付ということもございますし、もう1点は、今年から取り組んでおりますが特別徴収、これまで年4回の納付で納めていただいた方々、小規模事業者はそういう方が多かったです。原則に則って、今年から従業者が3人以上いる事業所については、すべて給料天引き、特別徴収をお願いをするということを進めておりまして、26年度が316事業所でしたが、今回、指定をいたしまして、385事業所を指定しておりまして、2割ほど増えております。これの関係で、230人ほどが普通徴収から毎月の天引きというように変わってございますので、こちらの方も滞納という部分からの解消には、かなり効果があるものと考えておりますので、こういった指定の方も、さらに拡大していけるように取り組みまして、納めやすい環境というものを、さらに進めていくようなことで取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

この地方税の徴収対策の基本は、課税団体自らが力を尽くすでございます。行政サービスによる受益とその負担の関係を、町民の皆さんに理解をしていただく取り組みも、徴収率向上の上で、さらに必要であると思います。

町税の中で、町民税や固定資産税などの普通税、これは町の判断でいかなる仕事にも充ててよい税金でございまして、様々な町の行政サービスに充てられているわけでございます。このことは、町税の調定、納入通知の段階で、納税者が容易に理解できる簡素な広報を、もっと充実すべきではないかと思っております。財務管理におきまして、財務情報を分かりやすく、さらに公開していくことは、町民参画の基での町民負担と、その負担を意識した政策の推進にもつながっていくものと考えます。

そこで、納税者の税に対する理解向上の取り組みにつきまして、行政サービスの充実の観点でどのようにお考えなのか、副町長にお尋ねいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、行政サービスに係る基本的な考え方ということでございまして、その前に、町税は行政サービスの、先ほどもお話ありますように、費用の財源でございまして、地方自治の根幹の成すものでありまして、重要な歳入ということに考えておるものであります。そういう中で、徴収につきましても、町長からもご答弁申し上げましたが、普通

税全体で見ましても、20年度は90.2パーセントほどになっておったものでありますが、この6年間で2.7パーセント、徴収率で向上しております、92.9パーセントという状況になっておるものであります。

この結果を、このような状況になっている要因といいますか、これを少し話させていただきますが、先程来お話しておりますように、徴収対策の部分と、もうひとつは今お話ありますように、町税の納税の意識、これは行政サービスとの関わりも深いと、このようにも思っているところでありますが、その中で、徴収対策の強化充実という観点につきましては、課長等によりましての訪問催告を実施する、あるいは差し押さえなどの滞納処分等の対策を進める、あるいは大口の納税相談等も開催いたしまして、定期的に納税の相談をしながら、そういったような対策というのが、やはり功を奏して、今のような税率の向上といいますか、こういったようなものに結びついていると、このようにも受け止めておるものでありますし、また、2年間にわたって、21年、22年でありますが、滞納整理機構等の職員の派遣、そしてまた、滞納整理機構との連携を図りながら、そういう滞納手続に基づいた手法、こういったようなものも指導いただきながら、連携しながら取り組んできている、そういう実績、積み重ねによるものが、まず一つであると思っております。

それから、もう一つであります、その納税の、住民の意識を高めていくという観点から申し上げますと、町が提供する行政サービスに対する住民の満足度といいますか、こういったようなこと等が、まさに大きな要因になるのではないかと、このように思っておるものであります。と言いますのは、課長等の催告におきましても、その税の一部が、やはり住民に直結するサービスに結びついているというお話等も訪問催告と併せて実施しているものでありますし、併せてまた、懇談会等々、あるいは地域に出て行った場合に、直接感じていただいているお話を伺っておるところであります、と言いますのは、住民にこれまでできてこなかった住民へのサービス、例えば100円バスの部分もありますし、あるいは若者定住等々に対する支援対策、あるいは子どもの支援対策ということで、保育所等への保育料の減免等、あるいは高校生までの医療費の助成なども、そういう点でお話をいただいておりますが、まさに、そういったような対策等が住民からもご理解をいただいて、そして、今、特にも安心して生活できる、そういう施策を町長が今進めておるわけですが、まさに、そういう、その町民の実感としても少しずつ、そういうものも受け止めていただいているというような感じでございます、町のサービス提供に対する対価としての税ということに対するご理解が以前より深まってきていると、このように思っておるところであります。

そういう中におきまして、一層、新たな発想によつての住民へのサービスへの充実を図りながら、税徴収の効率性を高めてまいりたいと、このように考えているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

## 1 番 ( 山崎邦廣君 )

まさに、そのことが納税者の理解の向上にも今までつながってきたと思いますし、今後とも、この先、将来を見ますと、世代交代もしていくわけですので、引き続き、そのような姿勢でもって理解を深めていくことが、いろいろな施策と相まって、さらに、いろいろな町の夢もさらには実現していくと考えます。

これで、私の質問を終わります。

## 議長 ( 中崎和久君 )

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、9月8日から10日までの3日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、9月8日から10日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、議案審査のため、8日は輝くふるさと常任委員会を開催し、9日及び10日は決算特別委員会を開催しますので、お知らせします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

( 散会時刻 14時04分 )